

2.1.2 個票

促進区域の設定にあたっては、太陽光発電事業を対象とした事業化の例について、各区域ごとに個票を作成する。(個票のイメージは図 2.2 参照)

また、太陽光発電事業を実施する場合の、促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項、地域の環境の保全のための取組、事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組環境への配慮事項を、表 2.4 に整理した。



図 2.2 促進区域の個票（イメージ）

表 2.4 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（案）

| 文献名 | 内容 | |
|---|---|------------------------------------|
| 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模 | 種類 | 太陽光発電 |
| | 規模 | 個別の事業ごとに太陽光発電設備を設置する施設の規模に応じて設定する。 |
| 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項 | <p>自家消費型太陽光発電設備 (太陽光発電設備を設置する施設で自家消費行うものとし、次のいずれかを満たすこと)</p> <p>① 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とする。</p> <p>② 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費する。</p> | |
| 地域の環境の保全のための取組 | <p>【屋根設置の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○反射光対策 ○日影規制の遵守 ○「京丹後市住民協定景観形成条例」を踏まえた配慮 <p>【地上設置の場合】</p> <p>上記に加えて以下を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○騒音への措置（パワーコンディショナ等の配置等） | |
| 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 | <p>以下のいずれかの取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内事業者が参画する機会を提供すること ○地域の防災対策の推進に資すること ○地域の経済の活性化に資すること | |
| その他 | 今回設定する促進区域は、いずれも公共施設もしくは隣接する市有地であり、法的制約条件はない。 | |

2.2 陸上風力発電

「1.4 ゾーニングのために実施した調査等」を踏まえ、陸上風力発電を対象としたゾーニングマップを作成した（図 2.3 参照）。後述の「2.2 (4) 促進区域案」に示す理由から、陸上風力発電を対象とした促進区域案の設定は行わなかったが、その他の保全エリア、調整エリア、調整エリア（白地）は、太陽光発電のゾーニングマップと同様の範囲となっている。

(1) 保全エリア

陸上風力発電の保全エリアは、太陽光発電と同様とした。

なお、陸上風力発電にあたっては、空域を飛翔する鳥類への影響が特に懸念される。本ゾーニングにおいては、環境アセスメントデータベース（EADAS、環境省）、既存の環境調査報告書、アセス図書等から、渡り鳥の移動経路や、希少猛禽類の生息域等のデータを収集しているが、これらのデータはゾーニングに利用するには位置情報の精度が荒いことから、エリア区分の設定は行わず、参考情報として GIS データを整理するまでに留まっている。今後の事業実施にあたっては、別途詳細な鳥類の生息情報、渡り鳥の移動経路の情報を収集するほか、必要に応じて現地調査や有識者へのヒアリングを実施し、鳥類への影響を考慮することが必要である。

(2) 調整エリア

陸上風力発電の調整エリアは、太陽光発電と同様とした。

(3) 調整エリア（白地）

陸上風力発電の調整エリア（白地）は、太陽光発電と同様とした。

(4) 促進区域案

陸上風力発電については、太陽光発電と異なり、適地が山地の尾根部に限定されるほか、事業実施に伴い大規模な開発が必要であり、自然環境への影響が懸念される。事業計画にあたっては、自然環境への十分な配慮及び地域住民、関係機関との丁寧な合意形成が求められるほか、実際に事業化の計画が検討されており、市として事業実施を具体的に検討していくべき箇所が、現状存在しないことから、本ゾーニングにおいては促進区域案の設定は行わないこととした。

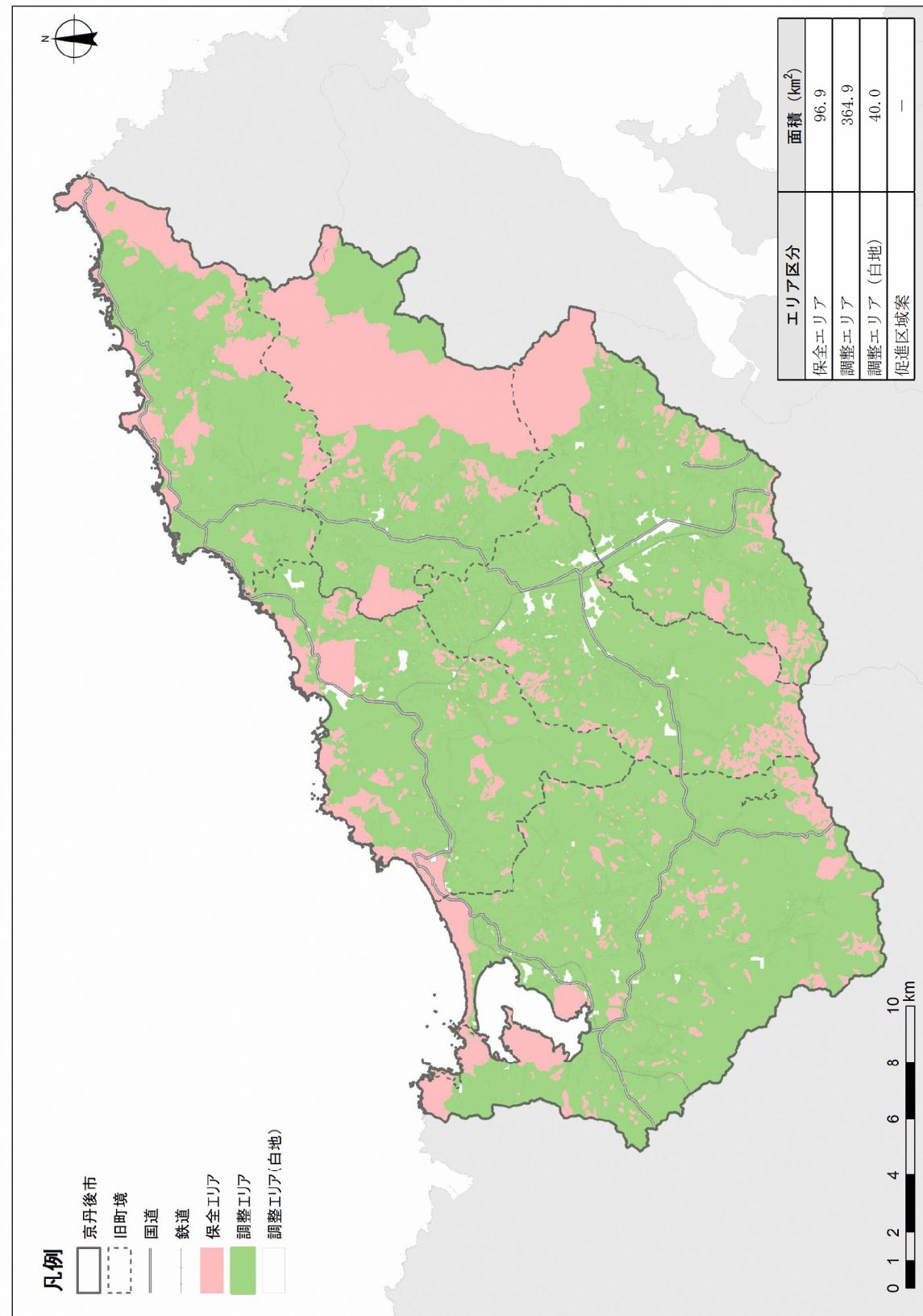


図 2.3 ゾーニングマップ（陸上風力発電）